

○名寄地区衛生施設事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

(平成29年3月1日規則第2号)

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 聴聞 (第3条—第18条)

第3章 弁明の機会の付与 (第19条—第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨等)

**第1条** この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節若しくは第3節又は名寄地区衛生施設事務組合行政手続条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）第3章第2節若しくは第3節の規定に基づき、管理者又は管理者の権限の委任を受けた者（以下「行政庁」という。）が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関しこの規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、法又は条例で使用する用語の例による。

第2章 聴聞

(聴聞の通知)

**第3条** 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1号）により、当該聴聞の7日前までに行うものとする。

(聴聞の期日又は場所の変更)

**第4条** 行政庁が法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、行政庁に対し、聴聞期日等変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、法第15条第1項若しくは第3項又は条例第15条第1項若しくは第3項の規定により通知された聴聞の期日又は場所の変更にあつては行政庁に対して、法第22条第2項若しくは第3項（法第25条において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項若しくは第3項（条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日又は場所の変更にあつては主宰者に対して、これを行わなければならない。

3 行政庁又は主宰者は、第1項の規定による申出により、又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

4 行政庁又は主宰者は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を聴聞期日等変更通知書（様式第3号）により当事者及び参加人（当該変更をした時までに、法第17条第1項又は条例第17条第1項の求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(聴聞の公示)

**第5条** 行政庁は、聴聞について必要と認めるときは、聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 当事者の氏名及び場所（法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地。以下同じ。）
- (3) 聴聞の期日
- (4) 聴聞の場所

2 前項に規定する公示は、名寄地区衛生施設事務組合公告式条例（昭和39年条例第2号）別表に定める掲示場に掲示して行うものとする。

3 前2項の規定は、前条第3項の規定により聴聞の期日又は場所を変更した場合について準用する。  
(代理人の選任手続)

**第6条** 当事者は、法第16条第1項又は条例第16条第1項の規定により代理人を選出しようとするときは、聴聞の期日の4日前までに代理人選任届出書（様式第4号）に委任状（様式第5号）を添付し、行政庁に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第17条第2項又は条例第17条第2項の規定により参加人が代理人を選任する場合に準用する。この場合において、前項中「当事者」とあるのは「参加人」と、「第16条第1項」とあるのは「第17条第2項」と読み替えるものとする。

(代理人の解任手続)

**第7条** 代理人が資格を失ったときの法第16条第4項（法第17条第3項又は第31条において準用する場合を含む。）又は条例第16条第4項（条例第17条第3項又は第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（様式第6号）により行うものとする。

(関係人の参加手続)

**第8条** 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により、関係人に対し、当該聴聞に関する手続に参加を求めるときは、聴聞参加依頼書（様式第7号）により行うものとする。

2 関係人（前項の規定により参加を求められた関係人を除く。）は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続に参加しようとするときは、聴聞の期日の4日前までに聴聞参加許可申請書（様式第8号）を主宰者に提出しなければならない。

3 主宰者は、前項に規定する申請を許可したときは、速やかに、聴聞参加許可書（様式第9号）により当該許可の申請を行った関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

**第9条** 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、文書等閲覧申請書（様式第10号）を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧する場合を除き、その旨を当該当事者等に文書等閲覧許可通知書（様式第11号）により通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒むときを除く。）は、閲覧の日時及び場所を別に指定し、当該当事者等に文書等閲覧許可書により通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定により聴聞を続行するときは、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手続)

**第10条** 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たに主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

**第11条** 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第12号）を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知又は告知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐する者については、この限りでない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に補佐人出頭許可通知書（様式第13号）により通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

**第12条** 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を執ることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

**第13条** 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、聴聞の期日及び場所を公示する。この場合において、その旨を当事者及び参加人（当該公示の時までに法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めに応じた者又は許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、審理公開通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(陳述書の提出の方法)

**第14条** 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定により陳述書を提出しようとするときは、陳述書（様式第15号）により行うものとする。

(続行期日の指定の通知)

**第15条** 法第22条第2項本文又は条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行通知書（様式

第16号) により行うものとする。

(聴聞調書及び報告書の提出)

**第16条** 法第24条第1項又は条例第24条第1項の規定による調書は、聴聞調書(様式第17号)によるものとする。

2 前項の調書の一部として、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付することができる。

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の規定による報告書は、聴聞報告書(様式第18号)によるものとする。

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

**第17条** 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、聴聞調書・聴聞報告書閲覧申請書(様式第19号)を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、前項による閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に、聴聞調書・聴聞報告書閲覧許可通知書(様式第20号)により通知しなければならない。

(聴聞の再開通知)

**第18条** 法第25条後段において準用する法第22条第2項本文又は条例第25条後段において準用する条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞再開通知書(様式第21号)により行うものとする。

### 第3章 弁明の機会の付与

(弁明書)

**第19条** 法第29条第1項又は条例第27条第1項の弁明書は、弁明書(様式第22号)によるものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

**第20条** 法第30条又は条例第28条の規定による通知は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の7日前までに、弁明機会の付与通知書(様式第23号)により行うものとする。

(弁明の期日の変更)

**第21条** 法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定により口頭による弁明の機会を与えられた者(以下「口頭による弁明人」という。)は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、弁明の期日変更申出書(様式第24号)により指定された出頭すべき日時(以下「弁明の期日」という。)の変更を申し出ることができる。

2 第4条第3項及び第4項の規定は、弁明の期日の変更について準用する。この場合において、同条第3項中「行政庁又は主宰者」とあるのは「行政庁」と、「聴聞」とあるのは「弁明」と、同条第4項中「行政庁又は主宰者」とあるのは「行政庁」と、「聴聞」とあるのは「弁明」と、「当事者及び参加人(当該変更をした時までに、法第17条第1項又は条例第17条第1項の求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。)」とあるのは「口頭による弁明人」と読み替えるものとする。

(口頭による弁明の記録)

**第22条** 行政庁は、弁明を口頭であることを認めたときは、その指名する職員に弁明を記録させなければならない。

- 2 前項の規定により弁明を記録する者（以下「弁明記録者」という。）は、弁明の期日の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を口頭による弁明人に対し、説明しなければならない。

(弁明調書)

**第23条** 弁明記録者は、口頭による弁明人が弁明をしたときは、弁明調書（様式第25号）を作成し、当該陳述の記録内容を口頭による弁明人に確認させなければならない。

- 2 弁明記録者は、口頭による弁明の終了後、速やかに、前項の弁明調書を行政庁に提出しなければならない。
- 3 弁明記録者は、弁明調書を行政庁に提出する際、書面、図面、写真その他適当と認めるものを添付することができる。

(弁明書の不提出等の場合における措置)

**第24条** 行政庁は、法第30条又は条例第28条の規定による提出期限までに法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書が提出されない場合、又は法第30条又は条例第28条の規定による弁明の日時に当事者又は代理人が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

**附 則** (平成29年3月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

聴 聞 通 知 書

年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合  
 管理者 ㊟

不利益処分に係る聴聞を次のとおり行いますので通知します。

聴聞の件名				
予定される不利益処分の内容				
根拠となる法令の条項				
不利益処分の原因となる事実				
聴聞の期日				
聴聞の場所				
聴聞の主宰者	職名		氏名	
聴聞に関する事務を所掌する担当課等	名称			
	所在地			

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
  - 2 あなた又はあなたの代理人は、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
  - 3 代理人を選任する場合には、代理人選任届出書（様式第4号）を提出してください。

様式第2号 (第4条関係)

聴聞期日等変更申出書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合管理者・主宰者 様

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる聴聞について、次の理由によりその期日  
(場所) の変更を申し出ます。

聴聞の件名	
理由	

備考 不要の文字は、横線で消してください。

様式第3号 (第4条関係)

聴聞期日等変更通知書

年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合管理者・主宰者

㊟

年 月 日 において行うこととしていた聴聞の期日 (場所) を次のとおり変更したので通知します。

聴聞の件名		
聴聞の 期日 (場所 )	変更前	
	変更後	



様式第4号 (第6条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 様

住所  
氏名 ⑩

年 月 日 において行われる聴聞 (弁明の機会の付与) について、次の者を代理人として選任したので、委任状を添付し届け出ます。

代理人住所	
代理人氏名	
生年月日	
職業	
当事者との関係	

様式第5号 (第6条関係)

委 任 状

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 様

住所  
氏名 ⑩

私は、次の者を代理人として選任し、聴聞（弁明の機会の付与）に関する一切の手続をすることを委任します。

聴 聞 弁 明	の件名	
代 理 人	住 所	
	氏 名	
備考		

備考 不要の文字は、横線で消してください。

様式第6号 (第7条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 様

住所  
氏名 ㊟

年 月 日 において行われる聴聞 (弁明の機会の付与) について、次の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

聴聞 弁明 の件名		
代理人	住所	
	氏名	
資格喪失日		

備考 不要の文字は、横線で消してください。

様式第7号 (第8条関係)

聴 聞 参 加 依 頼 書

年 月 日

様

職名  
 主宰者  
 氏名

㊟

下記の件につき、不利益処分に係る聴聞を行うこととなりました。  
 この件について、あなたは利害関係を有していると認められるので、聴聞に参加されることを依頼いたします。

不利益処分の 相手方	住 所	
	氏 名	
聴聞の件名		
予定される 不利益処分の内容		
根拠となる 法令の条項		
不利益処分の 原因となる事実		
聴聞の期日		
聴聞の場所		
聴聞に関する 事務を所掌する 担当課等	所在地	
	名 称	

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなた又はあなたの代理人は、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 代理人を選任する場合には、代理人選任届出書（様式第4号）を提出してください。

様式第8号 (第8条関係)

聴聞参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる聴聞について、次の理由により利害関係を有するので、参加を申請します。

聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分について利害関係を有する理由	
連絡先	(電話 )

様式第9号 (第8条関係)

聴 聞 参 加 許 可 書

年 月 日

様

職名  
主宰者  
氏名

印

年 月 日付けで申請のありました聴聞への参加について、あなたに利害関係を有していると認めたので、許可します。

聴 聞 の 件 名		
聴 聞 の 期 日		
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する 事務を所掌する 担 当 課 等	名 称	
	所 在 地	

様式第10号 (第9条関係)

文 書 等 閲 覧 申 請 書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 様

住所  
氏名 ⑩

年 月 日 において行われる聴聞に関し、次の資料の閲覧を申請します

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称等	
閲覧希望日時	年 月 日 午前(午後) 時 分ころ
申請者の資格	<input type="checkbox"/> 当事者 <input type="checkbox"/> 参加人

備考 不要の文字は、横線で消してください。

様式第11号 (第9条関係)

文 書 等 閲 覧 許 可 通 知 書

年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者



年 月 日付けで申請のありました資料の閲覧について、次のとおり許可します。

閲覧できる資料	
閲覧の日時	年 月 日 午前(午後) 時 分ころ
閲覧の場所	
問い合わせ先	

備考 閲覧の際には、この通知書を提示してください。



様式第12号 (第11条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる聴聞について、次のとおり補佐人を出頭  
させたいので申請します。

聴聞の件名	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
当事者又は 参加人との関係	
補佐する事項	

様式第13号 (第11条関係)

補佐人出頭許可通知書

年 月 日

様

職名  
主宰者  
氏名

印

年 月 日付けで申請のありました補佐人の出頭について、次のとおり許可することと決定したので通知します。

聴聞の件名	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
補佐する事項	

様式第14号 (第13条関係)

審 理 公 開 通 知 書

年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者



下記の件名に係る聴聞については、その審理を公開することとしましたので通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
公開とする理由	

様式第15号 (第14条関係)

陳 述 書

年 月 日

主宰者 様

住所

氏名

印

年 月 日

において行われる聴聞について、次のとおり陳述します。

聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分の原因となる事実についての意見	
当該事案の内容についての意見	

様式第16号 (第15条関係)

聴聞続行通知書

年 月 日

様

職名

主宰者

氏名

印

年 月 日

において行った聴聞を次のとおり続行するので通知しま

す。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

様式第17号 (第16条関係)

聴 聞 調 書

年 月 日

職名  
 主宰者  
 氏名

㊞

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞の期日に出頭した 当事者、参加人、代理人及び補佐 人の氏名及び住所	
聴聞の期日における審理で 説明を行った職員の 職名及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事 者、参加人、代理人及び補佐人の 氏名及び住所	
聴聞の期日に当事者、参加人、代 理人及び補佐人が出頭しなかった 場合は、出頭しない正当な理由の 有 無	
当事者、参加人、代理人、補佐人 及び職員の陳述（陳述書による意 見の陳述を含む。）	
提出された証拠書類等の 名 称 等	
その他参考となるべき事項	

様式第18号 (第16条関係)

聴 聞 報 告 書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 様

職名  
主宰者  
氏名

印

聴 聞 の 件 名	
予定される不利益処分の原因となる事実に対する当事者、参加人、代理人又は補佐人の主張	
主張に対する意見	
意 見 理 由	

様式第19号 (第17条関係)

聴聞調書・聴聞報告書閲覧申請書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合管理者・主宰者 様

住所

氏名



次のとおり聴聞調書・聴聞報告書の閲覧を申請します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	



様式第20号 (第17条関係)

聴聞調書・聴聞報告書閲覧許可通知書

年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合管理者・主宰者

㊟

年 月 日付けで申請のありました聴聞調書・聴聞報告書の閲覧について、次のとおり決定したので通知します。

聴聞調書・聴聞報告書の件名	
閲覧の日時	
閲覧の場所	
問い合わせ先	

備考 閲覧の際には、この通知書を提示してください。

様式第21号 (第18条関係)

聴聞再開通知書

年 月 日

様

職名  
主宰者  
氏名

印

次のとおり聴聞を再開しますので通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞を再開する理由	

様式第22号 (第19条関係)

弁 明 書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 様

住所

氏名

印

年 月 日付けで弁明機会の付与通知のあった件について、次のとおり弁明します。

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 内 容	
提出する証拠書類等の名称	

- 備考 1 弁明の内容欄に記載できないときは、別紙に記載し、添付してください。  
2 証拠書類等があるときは、添付してください。

様式第23号 (第20条関係)

弁明機会の付与通知書

年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者



不利益処分に係る弁明の機会を付与しますので通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
口頭による弁明の機会の付与の日時	
口頭による弁明の機会の付与の場所	

備考 弁明について、代理人を選任することができます。この場合には、代理人選任届出書(様式第4号)を提出してください。

様式第24号 (第21条関係)

弁明の期日変更申出書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
管理者 様

住所  
氏名 ⑩

年 月 日 において行われる弁明について、次の理由によりその期日の変更を申し出ます。

弁明の件名	
理由	

様式第25号 (第23条関係)

弁 明 調 書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合  
 管理者 様

職名  
 弁明記録者  
 氏名

印

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 期 日	
弁 明 の 場 所	
口頭による弁明人の氏名及び住所 (代理人の氏名及び住所)	
当事者の弁明の要旨	
証拠書類等の名称	
その他参考となるべき事項	
<p>上記について、陳述した内容と相違ないことを認めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">口頭による弁明人・代理人</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>	

印